

常任委員会

報告

総務

当委員会に付託になった宿泊税条例の審査状況の中間報告です。

行政視察

8月2〜3日、宿泊税条例の審査に向けた参考とするため、平成29年1月に宿泊税を施行した大阪府と平成30年10月より施行する京都市の先進地行政視察を行った。



大阪府庁での行政視察

大阪府は、「世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に要する費用に充てる」ために宿泊税を創設している。宿泊税の使い道は、「受入環境整備」と「魅力づくり及び戦略的なプロモーション」という2本柱に基づいた事業を展開しており、観光客からいただいた税金は、観光客に還元することを前提に制度設計を行っている。京都市の宿泊税の目的も、「国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光振興を図る施策に要する費用に充てる」としている。入浴(京都に入る)こと、観光客が増加することで受入環境整備や交通渋滞対策などの課題が市民生活にまで影響を及ぼしてきている行政サービスの一層の充実を図るため観光客にも

一定の負担(宿泊税)を求めたものである。宿泊税は、京都市の都市格を高め、市民にとつて、より良い京都を目指すということ、入浴観光客にも満足度の高い、より魅力的な京都を目指すために必要な施策の財源として導入した。30年度の事業は、「混雑対策」「民泊対策」「宿泊事業者支援」「受入環境整備」「文化振興・環境保全」などで、市民生活の改善に繋がるものが多くある。大阪府の税率は、一人一泊の宿泊料1万円以上1万5千円未満が100円、1万5千円以上2万円未満が200円、2万円以上が300円、1万円未満は免除している。京都市は、2万円未満が200円、2万円以上5万円未満が500円、5万円以上が千円としているが、修学旅行生等については、教育活動の一環であり公益性の観点から課税免除としている。両者とも、宿泊料に対して「定額」の税額である。先進地の東京都が定額

であること、事業者からも定額の要望が多かったことを理由としていた。宿泊税条例の制度設計や運用なども調査し、最高气温38・9度の京都から帰町した。 ■宿泊税条例(案) 9月21日の第3回定例会において「倶知安町宿泊税条例」の制定が提案された。 宿泊税は、「世界有数の山岳リゾートとして発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに観光振興を図る施策に要する費用に充てる」ことを目的としている。 宿泊税は、旅館・ホテルや簡易宿所、住宅宿泊事業(民泊)施設に宿泊料金を支払つて宿泊する宿泊者に課せられる。課税標準は、一人一泊の宿泊料金、一部屋一泊の宿泊料金、一棟一泊の宿泊料金の3区分で、税率は2%。税の徴収は、特別徴収とし、旅館業者又は民泊事業者が、宿泊者から宿泊税を預かり納税することになる。 宿泊税が免除されるの

は、修学旅行やその他の学校行事に参加している生徒や引率者、インターンシップなど町内で職場体験を行う生徒や学生とされている。 本町の宿泊施設の大多数がコンドミニアムとなり、宿泊料金も部屋貸しや1棟貸切が増え、宿泊人数の把握が難しい現状に合わせ、宿泊形態に合わせた税率として「定率制」を採用している。 宿泊税は、観光振興に使われる。リゾート地としての「質の向上」や「魅力の向上」に向けた施策が柱となる。 以上が条例の概要となる。 ■参考人招致 審査を進めるに当たり、町内の関係事業者を参考人として招致し、意見を聞くこととした。町内で事業を行っている大規模模宿事業者3、コンドミニアム等の管理事業者2、旅行代理店1の9事業者を参考人とし、1者ごとに意見聴取をした。 宿泊税制度の賛否は、

賛成が8、反対が1であった。税率については、定率制が5、定額制が2、その他が2であった。参考人からさまざまな意見や提案があった。 主なものは、 ・自己申告制なので不正をする者がいるかもしれない、しっかりと調査や監査、罰則を科すべき。 ・観光目的以外の宿泊者に税を課すのはおかしい。 ・観光目的ならヒラフを特区にしたリフト税はどうか。 ・合宿や大会参加目的の宿泊者にも免除を望む。 ・修学旅行などの添乗員



ヒラフ第一駐車場の混雑状況

や運転手などの免除を望む。また、工事関係者の免除を望む。 ・使い道をしっかりとやってほしい。 ・雪崩情報や外国語標記の看板などにも使い、リビーターが増えるように。 ・税を単年度で使い切るのではなく、繰越しもできるようにすべき。 ・2%の根拠が曖昧。 ・制度の説明をしっかりと行ってほしい。 参考人の意見や行政視察の成果も参考に審査を行っているところだ。

厚生文教 倶知安厚生病院改築整備計画の基本構想について、羊蹄山麓町長等で組織する倶知安町厚生病院医療機能検討協議会で示された素案が説明されました。 倶知安厚生病院は昭和20年に開設され、現在の病棟ができて以来45年が経過し、耐震診断の結果では危険建物と診断されています。 北海道厚生連の計画では、3階建てとし、整備資金として必要な30億円は地元自治体で金額を負担との意向が示されました。 現在の病院は地域災害拠点病院や地域センター病院として指定を受けており、年間の外来の実患者数33000人、入院の実患者数30000人を数え、地域住民の安心安全を担う重要な拠点病院として存在しています。 今回の基本構想の提示を踏まえ、住み慣れたこの圏域で、引き続き安心して医療が受けられるよ

う、関係者間で更なる知恵を絞り、精力的に調査を進めていくこととしています。 経済建設 当委員会では、主に台風21号と胆振東部地震による被害対応として、各所管課からの報告、現地視察調査、補正予算対応を行いました。 ■水道課関連 停電時に断水はしなかったものの、発電機をレンタルし対応するなど、網渡りの状況であったことが報告されました。 水源では停電時に使用する自家発電機を現地に確認。老朽化が進んだ自家発電機は、整備が行き届いており、今回は正常に機能したものの、導入から40年以上が経過しており、入れ替えの検討を行わなければならないことを確認しました。 ■農林課関連 農業被害では農産物の風倒、浸水被害に併せ、施設被害が報告されました。また、保安林なども



台風被害

風倒木被害が大きく、作業道や遊歩道の確保分のみを切る対応で止まっております。3年ほど前から風倒木被害が増え続けており、苦慮している状況です。 ■建設課関連 町道で、約60本の通行支障倒木があり、除去作業の対応、崩落などの対応。その他、公園4カ所で計54本の風倒木、4町営住宅での被害報告を受け、現地視察を行いました。 ■観光課関連 羊蹄山半月遊歩道が台風による倒木で崩落し、通行できない状態になっている報告を受け、現地視察を行いました。 今後は、新たなルートで湖畔への遊歩道整備を検討する必要があります。 国定公園内であり、管理は北海道で行っているため、今後は協議の上、進めていく必要があります。